

(資料3)

大田市新庁舎整備基本構想策定支援業務

プロポーザル審査要項

大田市新庁舎整備基本構想策定支援業務プロポーザルの審査は、提案書等を下記のとおり審査・評価するものとする。

1. 審査の対象事業者

審査の対象事業者は次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 大田市新庁舎整備基本構想策定支援業務プロポーザル実施要領(以下「実施要領」という。)に基づく参加資格を有すること。
- (2) 企画提案書と併せて提出する見積書の額が、実施要領「1.業務概要(4)見積限度額」以内であること。

2. 審査の項目・配点 項目及び配点

以下の表のとおりとする。

審査項目	配点
(1) 企画提案書に基づく審査	60
(2) プレゼンテーション審査	30
(3) 見積書による審査	10
合計	100

3. 審査員

提案書の審査員は、大田市新庁舎整備基本構想策定支援業務プロポーザル選定委員会委員とする。

4. 審査方法

「2. 審査の項目・配点 項目及び配点」による審査で最高得点を挙げた事業者を受託候補者として選定とし、次に高得点を挙げた事業者を次点とする。

なお、同得点の場合は、見積書における見積額(税込)の低い方を上位とする。

(1) 企画提案書に基づく審査

審査員は、下記「企画提案書評価基準」に基づき各審査基準に対して評価点を付し、その合計点を合計評価点とする。各審査員の合計評価点の平均が、審査対象事業者の企画提案書における評価点とする。

企画提案書評価基準

審査項目	審査基準	評点
1 業務の基本方針	業務の目的を理解しており、目的の達成が期待できるか	10・8・6・4・2
2 実施体制	業務遂行に必要な人員と体制が確保されているか	10・8・6・4・2
3 実施スケジュール	業務の目的を理解した上で、適切なスケジュールが作成されているか	10・8・6・4・2

4 具体的内容	業務の目的を理解した上で、必要なキーワード(着眼点・問題点・解決方法等)が示されているか	10・8・6・4・2
	目的の達成に向けた、具体的な取り組みが示されているか	10・8・6・4・2
	業務の目的を理解した上で、活用例等について、適切な提案がされているか	10・8・6・4・2

・審査項目ごとの採点基準

評点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
10点	10	8	6	4	2

<算出方法>

- (ア) 審査員は、審査項目に対して、上記表1の配点に基づき各項目の点数を算出する。
 (イ) 前記(ア)で算出した点数を各機能区分の満点で割り、各機能の得点取得割合を算出する(小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを算出)。
 (ウ) 前記(イ)で算出した得点取得割合に、「2. 審査の項目・配点 項目及び配点」の「(1) 提案書に基づく評価」の配点を掛けて得た得点を評価点とする(小数点以下が生じる場合は、第1位を四捨五入して算出)。

※点数の算出式 合計得点÷満点×配点 (小数点以下第1位四捨五入)

(2) プレゼンテーション審査

審査の内容はプレゼンテーション(25分以内)及び質疑応答(15分)とする。

下記「プレゼンテーション審査項目」について、各項目ごとに評価を行い、各評価に定められた評価点を付し、その合計点を合計評価点とする。各審査員の合計評価点の平均点により下記計算式から算出した数値を、審査対象事業者のプレゼンテーション審査における評価点とする。

プレゼンテーション審査項目

審査項目	評価基準	評点
業務に対する考え方	業務の目的を十分に理解し、業務遂行に向けた適切な考え方を有しているか	10・8・6・4・2
業務に対する知識	事業者や担当者が業務の知識に優れており、円滑な業務遂行が期待できるか。	10・8・6・4・2
プレゼンテーション内容	この業務に対する熱意が感じられるか。また、質疑に対する回答が明確・迅速であったか。	10・8・6・4・2

・審査項目ごとの採点基準

評点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
10点	10	8	6	4	2

【プレゼンテーション審査計算式】

平均点÷満点×配点(小数点以下第1位四捨五入)

(3) 見積書による審査

経費見積書に関する評価点については、下記の価格審査計算式から算出する。また、小数点以下は第1位を四捨五入して算出する。なお、この評価点は一律に算出するものとし、各審査員は算出された同じ評価点を用いるものとする。

【価格審査計算式】

配点×全体の最低提案額÷当該提案額 = 価格評価点(小数点以下第1位四捨五入)